

別表（第4条関係）

区分	内容	補助対象経費	補助金額
1 北海道による狩猟免許試験に係る経費	①狩猟免許試験予備講習会受講料	受講費用	左記金額の 3／4 20万円を上限
	②狩猟免許試験申請手数料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	③医師の診断書料	診断書の交付を受けるため支払った金額	
2 北海道公安委員会による猟銃所持許可に係る経費	①銃砲所持許可の初心者講習会受講料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	②射撃教習を受ける資格認定料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	③銃砲所持許可申請料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	④射撃講習受講料	受講費用	
	⑤医師の診断書料	診断書の交付を受けるため支払った金額	
3 上記区分1、2に係る旅費、交通費、宿泊費	①試験又は講習	旅費 1日あたり 2,300円 最大10日分を条件とする。	
		宿泊費 1泊あたり 11,300円 最大5日分を条件とする。	
		交通費 JR、バス乗車代金 自家用車の場合は 距離×町外車賃(30円)×往復分	